

---

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

---

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第3、議案第64号 平成29年度松崎町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第64号 平成29年度松崎町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

詳細は担当課長から説明いたします。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（伴 高志君） ちょっと制度のことなので・・・、説明をお願いできたらと思うんですけども、12ページの・・・、最初に説明していただきましたけれど、介護予防サービス給付費、これは要支援の認定が必要で、認定されない人に関しては1目の在宅介護サービス給付費に移るといふことなんですか。ここはちょっとよくわからなかったんですけど、この認定を受けるというのは、どういうことなんですか。この要支援のレベルもあると思うんですけども、この説明をもう少しお願いします。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 介護の認定と申しますと、要支援、要介護と分かれております。要支援1、2の方については、従来、こちらの12ページにあります介護予防サービス等諸費のところの介護予防サービス給付費で支出をしておりました。

要介護の認定の方につきましては、その上の1項のところにあります介護サービス等諸費、こちらで支出をされておりました。

ところが、国の法改正がありまして、要支援の方、要支援1、2の方の給付費につきましては、平成29年度から総合事業に移行しなさいというようなことになっておりました。

ですから、当初予算におきましては、要支援1、2の方のものについては、このあとの4款の地域支援事業費の方に移行するという・・・、市町の単独事業という・・・、保険給付の事業から市

町の単独事業に移行するということから、4款の地域支援事業費の方に要支援1、2の訪問介護と通所介護の分をもっていったわけでございます。

ところが、本年度になってから、いろいろ県等に確認を取ったところ、あくまでも4款の地域支援事業費で給付できる要支援1、2の方というのは、本年度になってから新たに要支援の認定をされた方、また更新で新たに更新認定をされた方、そういった方々は・・・、認定をされた方々は今度町と委託の契約を結んで給付を行うことになります。

ですから、そういう手続きがされないと、4款の地域支援事業費の方から支出できないというのがわかってきました。でいきますと、元々その2款の介護予防サービス給付費の方には要支援の方の分がなかったものですから、結局、更新認定ができないとずっとこの2款から払っていかなければならないと・・・、そうすると、2款の介護予防サービス給付費が予算不足を生じてしまいますので、したがって、今回の補正となったわけでございます。

ですから、本年度については、要支援の認定を受けた方は、随時町と契約をして4款の地域支援事業費の方から支出をしているということでございますけれども、現時点においても、こちらの2款の方の給付の見通し、今後の動向なんかもふまえると、まだまだこちらの方が支出が多いものですから、財源不足となると・・・、したがって、補正予算をしなければならないという、こんな形で今回の補正予算として上げさせてもらったものでございます。

○2番（伴 高志君） そうしますと・・・、でも、この4款の地域支援事業の方が補正で減らされているというのは、これは、実質的には・・・、減っているということですか。利用者が。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、要支援の認定をされた方の訪問介護、通所介護、当初予算ではこの4款の方に盛ってあったわけですね。ですけれども、本年度に要支援の認定を受けた方でないと使えないということですから、今回八百何十万円という減額をさせてもらっていますけれども、その内のどんかいかをこの介護予防サービス等給付費の方に400万円位ですか、もっていったということでございます。

ですから、使えるお財布の場所がちょっと違っているというようなことでご理解いただければなと思います。

○6番（福本栄一郎君） 最初に・・・、教えてもらいたいのですが、直近の要支援1、2、要介護1、2、3、4、5の人数を教えてくださいませんか。直近の人数ですね。お願いします。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 全体で、要介護認定、支援の方も含めて550人ほどいらっしゃるんですけども、いまちょっと手持ちの資料が・・・、すみません。ご用意してなくて、サービスの給付・・・、後ほど、すみません。その辺については、また後ほどよろしいでしょうか。

○6番(福本栄一郎君) 資料ができれば、またお願いしたいと思いますけれど、次の関係ですけれども、いわゆる2025年問題、日本全国同じですけれども、団塊の世代が・・・、我われもそうなんですけれども、だんだん・・・。一般的にいうと2025年問題・・・、そうなるともう非常に弱小な、財政規模の小さい松崎町・・・、いわゆる少子高齢化がどんどん進んでいく、そういった場合に、単独でこの介護保険ができるかどうか、それに絡めて、1市5町ですか、下田市、賀茂地域の広域連携、その進捗状況それから・・・、これも税ですよ。介護保険料は国民健康保険税に絡めて介護保険と高齢者に分配していますよね。それが、平成30年度から県ですか、国民健康保険は一括になる。そういった場合は・・・、これは制度ですからいいですけれども、下田市、賀茂郡の1市5町の広域連携の関係とこれからの将来展望をまとめて、松崎町の・・・、弱小・・・、税収が下がってきている。年金生活者がもうほとんど・・・。しかも高齢化率が43パーセントを松崎町は超えちゃった。その辺の今後の見通しというのは・・・、わかる範囲で結構ですから、教えていただけませんか。

○健康福祉課長(新田徳彦君) 2025年問題ということで、団塊の世代の方が2025年には75歳以上になるということで、これは介護だけではなくて、医療費の方もだいぶ抑制ということで、行政の一番の懸案事項となっているのではないかなと思っています。

特に、賀茂郡下におきましても、2025年にはだいたい85歳以上の2人に1人は要介護の認定になるのではないかなというような予測もされているところでございます。

そんなところで、広域化というようにお話いただきましたけれども、先に12月の広域連携会議で介護保険事業の共同化というのを基本協定をさせてもらいましたけれども、それも、できるだけ共通している業務は賀茂郡内で統一してやりましょうという中で、やれるものから取りかかっているということで、その一つが介護保険事業所の指導監督、そういった業務、そういったことを手始めにまず始めたところでございます。

これを議論する時にも、介護認定審査会の方も共同化しようかとか、いろいろ話があったんですけども、なかなか各市町いろいろ状況が違うものですから、うまくすり合わせができなかったんですが、今後お年寄りの方が増えていく中で、それ以外に共通化できるものについてはお互いに共同してやろうよというようなものは出てくるのかなと思います。

介護保険の財政につきましては、国民健康保険制度が来年度から静岡県が・・・、県と市町が保険者になって、都道府県単位で行われることになるわけなんですけれども、まだ介護保険事業につきましては、そういった話はまだ出ておりません。

とりあえずは、できるだけ介護予防・・・、それぞれの市町で介護予防に努めながら、介護給付

費の抑制に努めていっているという現状でございます。

○6番（福本栄一郎君） 今の説明でわかりましたけれども、松崎町みたいに・・・、静岡県で12町の中で人口も財政規模も一番下になっちゃった。

そうなりますと、今度は高齢化で43パーセント・・・、やがてすぐ50パーセント・・・、このあいだ西伊豆町はもう50パーセントになっちゃった。超えちゃった。

そういった場合に、市町間の・・・、税率も上げられない・・・、収入が乏しくなっちゃったから、じゃあ、サービスが低下してくるんじゃないだろうか、いわゆる予算の範囲内という大義名分があるでしょうから、予算がないものをサービスを提供できない。これは当然ですよ。お金がないものを、過剰なサービスも要求もできない・・・。そういった場合に、市町間の格差が出てくるんじゃないかということです。一番心配するのは・・・。

松崎町に住むよりも財政規模の大きい田方・三島に行った方がいいじゃないか、こうなると負のスパイラルにどんどん入っていくんじゃないかということなんです。

これはもちろん政策的なものですけれども、その辺の絡みで、私は先ほど言ったように、少なくとも下田市、賀茂郡、1市5町の広域体制はということですね。先ほど課長から答弁をいただきましたけれども、その辺をもう一步踏み込むというんですか・・・。かといって、我われは・・・、いくら田方・三島が住みよいまちだといったって、行くあてもないんです。またそんかいの引越す費用もないし・・・、かといって、家を借りたっていったって年金生活になってくる。お金も工面できない。ここで・・・、松崎町に住むしかない。そういった場合に、仮に、田方・三島の方はサービスがいいよ。松崎町は税金も徴収できないからサービスが低下する。その辺は少なくとも・・・、町村合併は関係なくしても、1市5町の、下田市、賀茂郡の広域連携の考え方は、更にもう一步突っ込んだという形はないでしょうか。その辺で質問を終わりますけれども、その辺をわかる範囲でお願いします。

○議長（土屋清武君） 暫時休憩します。

（午前11時07分）

---

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

---

○健康福祉課長（新田徳彦君） それでは、先ほどの福本議員はじめのご質問の介護認定者数でよ

ろしいでしょうか。申し上げますので、メモを取ってもらってもよろしいでしょうか。

介護認定者数は、今年の4月1日現在で、567人、要介護5の方が45人、要介護4の方が67人、要介護3の方が98人、要介護2の方が123人、要介護1の方が101人、要支援2の方が77人、要支援1の方が56人となっていて、トータルで567人でございます。

余談になりますけれども、この認定者の内、サービスを使っている方がだいたい90パーセントの方がサービスを利用されているという現状でございます。

それから、先ほど福本議員からお話のありました市町格差の問題ですけれども、大変難しい問題かなと思っております。

現状、今の介護保険料がうちの方は標準月額が4400円ですけれども、高いところはもう6000円を超えているところなんかも出て、うちの町は県内でも一番安い方なのかなと・・・、これだけ一月あたりかたや4400円、一月あたりかたや6000円を超えているということで、かなりの金額の開きがあります。

これは、介護保険施設なんかが市町にあったりすると当然給付費なんかも伸びたりするものですから、どうしても格差というか、そういったものは出てしまうのかなという現状でございます。

ですから、そういったそれぞれの市町ともできるだけその介護給付費を抑えるために、今は介護予防事業をうちの町では、はつらつ元気クラブですとか、貯筋クラブ、筋肉を高めるクラブとか、あるいは吹き矢教室ですとか、そういった介護予防事業なんかに力を入れて、できるだけ介護保険料を上げないようというところで努力しているところでございます。

保険料の関係につきましては、また改めて・・・、来年度から3年間、また改定の年になりますので、皆様にまたご協力をいただくこととなりますけれども、できるだけ町民の皆様に負担がかからないような感じで、介護保険料の月額の金額をご提示していきたいと考えておりますので、またご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号 平成29年度松崎町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての件を  
挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---